

第 11 次 宮古市交通安全計画

(令和 3 年度～令和 7 年度)

宮古市交通安全対策会議

目 次

「第 11 次宮古市交通安全計画」の策定にあたって -----	1
計画の基本方針 -----	3
第 1 章 道路交通の安全 -----	4
第 1 節 道路交通の安全についての目標 -----	5
1 道路交通事故の現状と今後の見通し -----	5
（1）道路交通事故の現状 -----	5
（2）市内の直近 5 年間における人身事故の特徴 -----	5
（3）今後の道路交通事故の見通し -----	8
2 第 11 次交通安全計画における道路交通の目標 -----	8
第 2 節 道路交通の安全についての対策 -----	9
1 交通事故による被害を減らすための視点 -----	9
（1）高齢者の安全確保 -----	9
（2）子どもの安全確保 -----	9
（3）歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上 -----	9
2 交通事故が起きにくい環境をつくるための視点 -----	1 0
（1）生活道路及び幹線道路における安全確保 -----	1 0
（2）交通実態を踏まえたきめ細やかな対策の推進 -----	1 0
（3）地域が一体となった交通安全対策の推進 -----	1 0
3 講じようとする施策〈4つの柱〉 -----	1 1
（1）道路交通環境の整備 -----	1 1
ア 人優先の安全・安心な歩行空間の整備 -----	1 1
イ 高規格道路の活用促進における生活道路の機能分化と 安全な交通環境の推進 -----	1 2
ウ 幹線道路における交通安全対策の推進 -----	1 2
エ 交通安全に配慮した道路交通環境の整備及び維持管理 -----	1 2
オ 誰もが利用しやすい公共交通環境の整備 -----	1 3
カ 災害に備えた道路交通環境の整備 -----	1 3

(2) 交通安全教育及び広報啓発活動の充実 -----	1 4
ア 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 -----	1 4
イ 効果的な交通安全教育の推進 -----	1 6
ウ 交通安全に関する普及啓発活動の推進 -----	1 6
エ 交通指導員の育成・強化 -----	1 9
オ 地域における交通安全活動への参加・協働の推進 -----	1 9
(3) 安全運転の確保 -----	1 9
ア 運転者の教育の充実 -----	1 9
イ 自転車運転者の安全確保 -----	2 0
ウ 道路交通に関連する気象情報の充実 -----	2 1
エ 道路交通秩序の維持 -----	2 1
オ 交通労働災害の防止 -----	2 1
カ 救助・救急活動の充実 -----	2 2
(4) 被害者支援の充実と推進 -----	2 2
ア 交通事故被害者等への支援 -----	2 2
イ 無保険（無共済）車両対策の徹底 -----	2 2
第2章 鉄道及び踏切道における交通の安全 -----	2 3
1 鉄道事故及び踏切事故の状況等 -----	2 4
2 第11次交通安全計画における鉄道交通の目標 -----	2 4
3 鉄道及び踏切道における交通の安全についての対策 ---	2 4
(1) 鉄道及び踏切道の交通安全対策を考える視点 -----	2 4
ア 利用者の関係する事故の防止 -----	2 4
イ 踏切の状況等を勘案した効果的対策を促進 -----	2 5
(2) 講じようとする施策〈3つの柱〉 -----	2 5
ア 鉄道交通の安全に関する知識の普及 -----	2 5
イ 踏切道の改良の推進 -----	2 5
ウ 踏切道の交通安全対策の推進 -----	2 5
○ 資料	
1 第10次宮古市交通安全計画の評価 -----	2 7
2 交通事故の発生状況の推移 -----	2 8
3 類型別宮古市の交通事故発生状況 -----	2 9

4 - 1	時間帯別事故発生状況 -----	3 0
4 - 2	時間帯別死亡事故発生状況 -----	3 0
4 - 3	曜日別死亡事故発生状況 -----	3 1
5	飲酒運転検挙者数 -----	3 1
6	第 11 次宮古市交通安全対策会議委員・幹事名簿 -----	3 2
7	宮古市交通安全対策会議条例 -----	3 3
8	交通安全対策基本法（抜粋） -----	3 4

「第11次宮古市交通安全計画」の策定にあたって

1. 背景と目的

本市では、昭和46年度から10次にわたり交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、「宮古市交通安全計画」を策定してきました。

これらの計画は、市及び関係機関・団体等が一体となって陸上交通の安全を図るため、交通環境の整備、交通安全思想の普及徹底、道路交通秩序の維持など交通安全対策を明らかにして推進してきました。

今日、急速な人口減少と高齢化が進行する中、交通事故死者のみならず、交通事故そのものの減少が求められている中で、高齢者人口や高齢運転者の増加に伴い、高齢者が関わる事故の割合の増加が課題となっています。

さらに本市においては、震災から10年を経て、市民念願の「三陸沿岸道路」や「宮古盛岡横断道路」の整備が進み、新たな高速交通ネットワークが形成され、通勤・通学、通院等の日常生活の移動や観光客の利用など、本市の陸上交通をめぐる環境は変化しています。

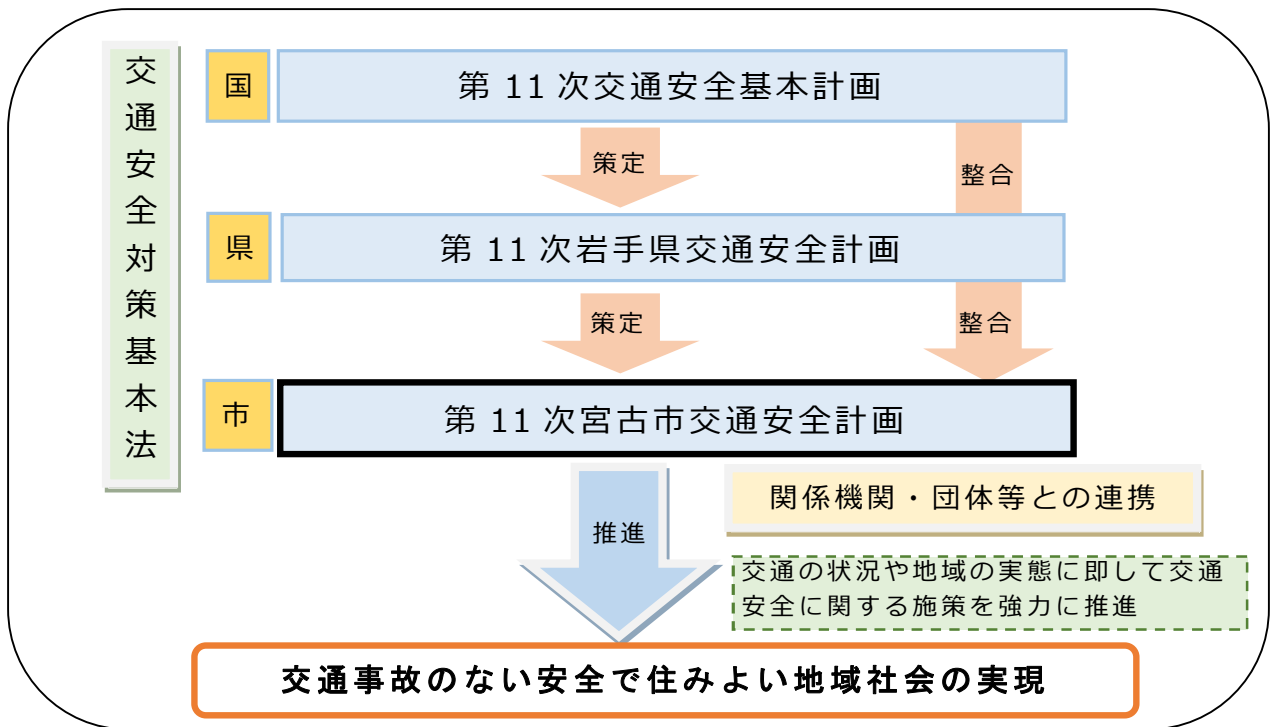
交通事故の防止は、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念の実現に向け、国、県、市及び関係機関・団体のみならず、市民一人ひとりが全力を挙げて取り組まなければならない重要な課題であり、交通事故のない社会を目指した対策を強力に推進していく必要があります。

このような観点から本計画は、交通安全対策基本法に基づき、令和3年度から令和7年度までの今後5年間に講ずべき交通安全に関する施策の指針として、各種施策を総合的・重点的に進め、交通事故の減少を目指すものであります。

2. 計画の位置付け

交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき策定する市町村交通安全計画であるとともに、国の第11次交通安全基本計画及び県の第11次岩手県交通安全計画との整合を図りながら、交通安全教育や交通環境の整備などに関する施策の充実を図ります。

図 1 本計画の位置づけ



3. 計画の期間

本計画の期間は、国及び県と同様に令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、道路網、鉄道事業の状況に変化があれば、計画期間内であっても、必要に応じ内容の見直しを行います。

図 2 本計画の計画期間

	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
	5 年間				
第 11 次宮古市交通安全計画	道路網、鉄道事業の状況に変化があれば、必要に応じて見直し				
	[]	[]	[]	[]	[]

4. 計画の推進

本計画の推進にあたっては、宮古市交通安全対策協議会等と緊密な連携を図りながら、地域と一体となって交通事故のない安全で住みよい地域社会の実現に努めて行きます。

計画の基本方針

○ 交通事故のない社会を目指します

急速な人口減少と高齢化が進行する中、真に豊かで活力のある社会を構築していくためには、誰もが安心して暮らし、安全に移動できる社会を実現することが極めて重要です。

毎年多くの人が交通事故の被害に遭っており、交通安全の確保は、安全で安心な社会の実現を図っていくための重要な要素であることから、今後も更なる対策が必要となります。

人災である交通事故による被害者は出さないという思いを強くし、また、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失なども勘案し、交通事故のない社会を目指します。

○ 人優先の交通安全思想を基本とした施策を推進します

道路交通については、自動車と比較して弱い立場にある歩行者の安全を確保するとともに、全ての交通については、高齢者、障がい者、子どもなどの交通弱者に対する一層の安全確保を図る必要があります。交通事故がない社会は、交通弱者が社会的に自立できる社会でもあります。

このような「人優先」の交通安全思想を基本とした施策を推進します。

○ 高齢化が進行しても安全に移動できる社会の構築を目指します

道路交通については、高齢歩行者の交通事故とともに、高齢運転者による事故の減少を図ることが、喫緊の課題です。

また、事業用自動車においても、運転者の高齢化の進行に伴い生じる課題に向き合う必要があります。

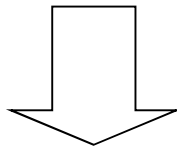
全ての交通の分野で、高齢化の進行に伴い生じる様々な交通安全の課題に向き合い、解決していくことが不可欠であり、高齢となっても安全に安心して移動を楽しみ豊かな人生を送ることができる社会や、障がいの有無に関わりなく全ての世代が安全に安心して暮らせる社会の構築を目指します。

本計画では、上記3項目の基本方針に基づき、「道路交通の安全」及び「鉄道及び踏切道における交通の安全」についての目標と対策を定めます。

第1章 道路交通の安全

1 道路交通の安全についての目標

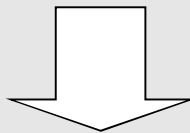
- 令和7年までに年間の交通事故死者数をゼロにする。
- 令和7年までに年間の重傷者数を7人以下にする。



2 道路交通の安全についての対策

<視点>

- 1 交通事故による被害を減らすための視点
 - (1) 高齢者の安全確保
 - (2) 子どもの安全確保
 - (3) 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上
- 2 交通事故が起きにくい環境をつくるための視点
 - (1) 生活道路及び幹線道路における安全確保
 - (2) 交通実態を踏まえたきめ細やかな対策の推進
 - (3) 地域が一体となった交通安全対策の推進



<4つの柱>

- 1 道路交通環境の整備
- 2 交通安全教育及び広報啓発活動の充実
- 3 安全運転の確保
- 4 被害者支援の充実と推進

第1節 道路交通の安全についての目標

1 道路交通事故の現状と今後の見通し

(1) 道路交通事故の現状

本市の第10次宮古市交通安全計画では、交通事故による年間の死者数「ゼロ」、人身事故発生件数を70件以下、年間の傷者数を90人以下とすることを目標に、各般の交通安全対策を推進してきました。

その結果、人身事故発生件数及び傷者数は平成29年以降目標を達成しましたが、死者数の目標は達成するには至りませんでした。

交通事故の年別推移

区 分		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	5 年平均
宮古市	事故件数 (件)	116	69	52	43	50	66.0
	死者数 (人)	4	7	3	2	1	3.4
	傷者数 (人)	146	90	69	56	52	82.6
岩手県	事故件数 (件)	2,373	2,231	1,983	1,968	1,658	2,042.6
	死者数 (人)	73	61	59	45	46	56.8
	傷者数 (人)	2,971	2,730	2,413	2,380	1,953	2,489.4
全 国	事故件数 (件)	499,201	472,165	430,345	381,237	309,178	418,425.2
	死者数 (人)	3,904	3,694	3,532	3,215	2,839	3,436.8
	傷者数 (人)	618,853	580,847	524,695	461,775	369,476	511,129.2

(2) 市内の直近5年間における人身事故の特徴

① 高齢者が関わる事故比率が高い

市内の交通事故における死者数に占める高齢者の比率は、直近5年間の平均で約6割(58.82%)を占めています。また、人身事故総件数のうち高齢者が占める割合が約4割(44.2%)を占めるなど、高齢者が関係する事故が大きな比率となっています。

これは、高齢者人口の増加や免許保有者に占める高齢者の割合が増加しており、それに伴い高齢者がかかわる事故も増加していることから、高齢者がかかわる事故比率が高くなるものと推測されます。

今後も高齢化社会が進行することを踏まえると、高齢者の安全確保及び高齢運転者の対策がより重要になります。

ア 高齢者の死者数

区 分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	5 年平均	
宮古市	死者数	4	7	3	2	1	3.4
	うち高齢者数	4	2	2	2	0	2
	構成率	100.0%	28.6%	66.7%	100.0%	0.0%	58.82%
岩手県	死者数	61	61	59	45	46	54.4
	うち高齢者数	28	28	40	18	20	26.8
	構成率	45.9%	45.9%	67.8%	40.0%	43.5%	49.3%

イ 高齢者事故件数・事故構成率（人身事故件数と高齢者事故件数の割合）

区 分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	5 年平均
交通事故件数	116	69	52	43	50	66
うち高齢者	49	32	21	18	26	29.2
構成率	42.2%	46.4%	40.4%	41.9%	52.0%	44.2%

② 国道上での事故が多い

基幹道路である国道 106 号をはじめ、3 本の国道が縦横断する本市では、全死者数のうち国道での死者の比率は、直近 5 年間の平均で約 8 割(82.4%)を占めています。また、人身事故総件数のうち国道での事故の割合が約 5 割(55.2%)を超えています。国道上での交通事故の比率が著しく高い状況にあります。

国道は、県道や市道に比べ交通量が多く、車両の走行速度が高くなるため、交通事故につながりやすく、国道上での事故が多くなるものと推測されます。

今後は、道路の利用状況を見ながら、高規格道路も含め、国道等の幹線道路における交通安全対策の推進が必要になります。

ア 国道上での死者数

区 分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	5 年平均
国道 45 号	0	1	1	0	0	0.4
国道 106 号	3	5	1	2	1	2.4
国道 340 号	0	0	0	0	0	0
小計	3	6	2	2	1	2.8
宮古市の死者数	4	7	3	2	1	3.4
構成率	75.0%	85.7%	66.7%	100.0%	100.0%	82.4%

イ 国道上での人身事故件数

区 分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	5 年平均
国道 45 号	30	17	9	11	14	16.2
国道 106 号	32	18	23	13	11	19.4
国道 340 号	1	0	3	0	0	0.8
小計	63	35	35	24	25	36.4
全事故件数	116	69	52	43	50	66
構成率	54.3%	50.7%	67.3%	55.8%	50.0%	55.2%

③ 道路横断中の歩行者事故が多い

歩行者のうち、道路横断中の死者は、直近 5 年間の平均で約 7 割(66.7%)を占めます。また、道路横断中に発生した人身事故は、直近 5 年間の平均で約 8 割(81.4%)と高い比率を占めています。

道路横断中の歩行者死亡事故は、直近 5 年間の合計 6 人のうち、5 人(83.3%)が幹線道路上での事故であります。車両の走行速度が高くなる幹線道路は、重大事故につながりやすいため、歩行者の安全確保を始めとした交通安全に関する普及啓発活動の推進が必要になります。

ア 道路横断に伴う死者数

区 分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	5 年平均
歩行者死者数	4	1	2	2	0	1.8
うち道路横断	2	0	2	2	0	1.2
構成率	50%	0%	100%	100%	0%	66.7%

イ 道路横断に伴う人身事故件数

区 分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	5 年平均
歩行者事故件数	13	9	9	7	5	8.6
うち道路横断	10	8	6	6	5	7
構成率	76.9%	88.9%	66.7%	85.7%	100%	81.4%

(3) 今後の道路交通事故の見通し

道路交通を取り巻く状況は、社会経済情勢の動向に伴い、今後複雑に変化するものと見込まれます。

さらに「三陸沿岸道路」及び「宮古盛岡横断道路」の整備が進み、新たな高速交通ネットワークが形成され、道路交通を取り巻く状況は大きく変化する中で、これまでの交通事故多発区間が回避される一方、今後は、先急ぎの車による煽り運転も懸念されます。

将来の交通事故の状況を見極めることは難しいところですが、本市の特徴として、高齢者人口の増加や、広い市域により車依存の傾向が影響すると見込まれます。

少子化により免許保有者数が減少する中、高齢者の運転免許保有者数は毎年増加しています。令和4年からは、いわゆる「団塊の世代」が75歳に達し始めるため、計画期間における高齢者の運転免許保有者数は上昇を続けるものと推測されます。このことから、高齢者の安全確保は一層重要となります。

宮古市の人口・免許人口・自動車保有台数の推移

区分 / 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
総人口	55,870	54,847	53,692	51,993	51,197
運転免許人口	33,609	33,306	32,828	32,291	31,699
車両保有台数	41,738	41,797	41,956	41,811	40,725
高齢者人口	19,244	19,401	19,373	19,269	19,333
高齢化率	34.4%	35.4%	36.1%	37.1%	37.8%
高齢者免許人口	8,462	8,761	8,947	9,042	9,197

2 第11次交通安全計画における道路交通の目標

関係機関・団体と市民が一体となって、各般の交通安全対策を総合的かつ計画的に推進することにより、交通事故のない社会を実現するため、第10次宮古市交通安全計画に続き、以下のとおり設定します。

また、事故そのものの減少や死傷者数の減少に積極的に取り組むこととし、日常生活に影響の残るような重傷事故を減らすことにも着目します。

1 令和7年までに年間の交通事故死者数をゼロにする。

2 令和7年までに年間の重傷者数を7人以下にする。

〔重傷者数目標値の根拠〕

令和2年の市内の交通事故による重傷者数の「9人」に国、県の減少率(▲18.7%)を適用し、目標値を算定。

※計算式：9人×0.187=2人(小数点以下四捨五入)、9人-2人=7人(目標値)

第2節 道路交通の安全についての対策

1 交通事故による被害を減らすための視点

(1) 高齢者の安全確保

市内の交通事故の発生状況をみると、高齢者が関係した事故が大きな割合を占めています。今後も高齢化社会が進行することを踏まえると、高齢者が安全・安心に外出や移動ができる交通社会の形成が必要です。そのために、高齢者の身体機能、認識能力の理解をすすめて、バリアフリー化された道路交通環境の形成ときめ細かい交通安全対策を推進する必要があります。

また、高齢者が歩行者である場合と自転車を交通手段として利用する場合、そして自動車を運転する場合に着目します。

(2) 子どもの安全確保

教育機関の統廃合により通学距離が長くなる場合や、通学の送迎に車両を利用する子どもが増加するなど、子どもを取り巻く交通状況の変化に対応する必要があります。

次代を担う子どもを交通事故から守るため、通学路における横断歩道の設置や歩行空間の整備とともに子ども自身が、交通ルール・交通マナーを身に付ける視点が必要です。

(3) 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上

市内では、過去5年間の交通事故による死者数のおよそ4割が歩行者で、そのうち道路横断中の死者が6割以上を占めています。

自動車と比較して弱い立場にある歩行者の安全を確保することは必要不可欠であり、特に高齢者や子どもにとって身近な道路の安全性を高めることが一層求められます。

人優先の考えの下、歩道の整備等による歩行空間の確保を一層積極的に進めるとともに、交通ルールの再認識と歩行者優先の徹底を周知するなど、運転者の遵法意識の向上を図る必要があります。

自転車利用については、自動車と衝突した場合には被害者となる反面、歩行者と接触・衝突した場合には加害者となります。自転車利用者をはじめとする道路利用者の自転車に関する安全意識の醸成を図る視点が必要です。

2 交通事故が起きにくい環境をつくるための視点

(1) 生活道路及び幹線道路における安全確保

広大な面積の本市の道路事情は、「三陸沿岸道路」及び「宮古盛岡横断道路」の整備が進み、移動時間の短縮で便利になる一方、制限速度が引き上げられるため、ひとたび事故が起きれば、被害が甚大になる恐れがあります。

また、住宅密集地や山間部等には、狭隘でカーブが多い生活道路があります。地域住民の日常生活に利用される道路それぞれの状況を見ながら、人優先の考えのもと、交通安全環境を整備する視点が必要です。

(2) 交通実態を踏まえたきめ細やかな対策の推進

依然として運転者の不注意や安全不確認による死亡事故が後を絶たない状況であるため、発生地域や発生形態等を詳細な情報に基づき分析し、よりきめ細やかな対策を効果的かつ効率的に実施して交通事故の減少を図っていく必要があります。

本計画期間中にも様々な交通情勢の変化があり得る中で、その時々状況を適確に踏まえた取組を推進する視点が重要です。

(3) 地域が一体となった交通安全対策の推進

人口動向や社会情勢の変化を踏まえつつ、安全な交通環境の実現のためには、運転者、歩行者双方が自らの問題として積極的に取り組む仕組みを強化する必要があります。

行政、関係団体、住民等の情報共有と協働により、家庭や職場、支援者など地域が一体となって交通安全対策に取り組む視点が重要です。

3 講じようとする施策〈4つの柱〉

(1) 道路交通環境の整備

ア 人優先の安全・安心な歩行空間の整備

(ア) 生活道路における交通安全対策の推進

- ① 歩行者が安心して移動するための歩行空間や主要な横断場所への横断歩道の整備を推進します。
- ② 歩行者や自転車の安全な通行を確保するため、区域を定めて速度規制を行う「ゾーン30」を始めとした速度規制対策を実施するとともに、路側帯の設置・拡幅の推進を図ります。
- ③ 道路標識及び道路標示の整備や高輝度化等を行い視認性の向上を図るとともに、街路灯や防犯灯の整備を推進します。

(三陸国道事務所・沿岸広域振興局宮古土木センター・宮古警察署・宮古市)

(イ) 通学路等における交通安全の確保

- ① 児童や幼児の通行の安全を確保するため、通学路の定期的な危険箇所合同点検を実施します。
- ② 歩道や横断歩道の整備、路肩のカラー舗装や防護柵設置等を推進します。

(三陸国道事務所・沿岸広域振興局宮古土木センター・宮古警察署・宮古市)

(ウ) 安全に資する歩行空間等の整備

- ① ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、多様な人々が利用しやすいよう、平坦で幅員が確保された歩道等を整備します。
- ② 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(通称：バリアフリー法)に基づき、高齢者や障がい者等が安心して参加し活動できる社会を実現するため、低床バスの拡充や歩行空間のバリアフリー化を推進します。

(三陸国道事務所・沿岸広域振興局宮古土木センター・宮古市)

(エ) 降雪期の安全確保

- ① 冬季の安全で快適な交通社会を確保するため、道路の除雪体制の充実を図るとともに効果的な凍結防止剤散布を実施します。
- ② すべり止め用の砂が入った「砂箱」を地域に設置し、地域の協力を得ながら安全な交通を確保します。
- ③ 冬季の安全で快適な歩行空間を確保するため、中心市街地や公共施設の周辺等における除雪の効率化等を図ります。

(三陸国道事務所・沿岸広域振興局宮古土木センター・宮古市)

イ 高規格道路の活用促進における生活道路の機能分化と安全な交通環境の推進

高規格幹線道路（自動車の高速交通を確保するための自動車専用道路であり、高速自動車道及び一般国道の自動車専用道路で構成）と生活道路の適切な機能分化を推進するため、高規格幹線道路等、事故率の低い道路利用を促進するとともに、生活道路においては、車両速度の抑制や通過交通を排除し、人優先の道路交通を形成します。

（三陸国道事務所・沿岸広域振興局宮古土木センター・宮古警察署・宮古市）

ウ 幹線道路における交通安全対策の推進

（ア）交通安全施設等の整備

幹線道路では、道路標識の高輝度化を進めます。また、歩道等の整備、交差点改良や道路照明・視線誘導標等の設置等の整備を推進します。

（三陸国道事務所・沿岸広域振興局宮古土木センター・宮古警察署・宮古市）

（イ）道路改築等による交通事故対策の推進

歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、既存道路への歩道設置など、道路の改築事業を推進します。

（三陸国道事務所・沿岸広域振興局宮古土木センター・宮古警察署・宮古市）

エ 交通安全に配慮した道路交通環境の整備及び維持管理

（ア）交通安全施設点検の実施

関係機関・団体と交通安全施設の点検を年1回以上行い、危険箇所等の交通安全施設の充実を図ります。

（三陸国道事務所・沿岸広域振興局宮古土木センター・宮古警察署・宮古市）

（イ）歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進

- ① 通学路や未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路の安全・安心な歩行空間の確保を図るため、通行車両の速度抑制、歩行空間のバリアフリー化など、総合的な交通事故対策を推進します。
- ② 自転車利用環境の整備、無電柱化の推進等による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図ります。

（三陸国道事務所・沿岸広域振興局宮古土木センター・宮古警察署・宮古市）

（ウ）事故危険箇所対策の推進

- ① 交通事故率の高い危険箇所は道路管理者と警察署が連携し、事故分析結果を基として交通事故抑制対策を推進します。

- ② 速度抑制対策として、薄層舗装※1やイメージハンプ※2等の施工を推進します。

(三陸国道事務所・沿岸広域振興局宮古土木センター・宮古警察署・宮古市)

オ 誰もが利用しやすい公共交通環境の整備

鉄道や路線バスなどの交通事業者による旅客運送サービスの提供に加えて、患者輸送バスやスクールバスなど地域における輸送資源を総動員し、広い市域がつながる公共交通網の構築を図ります。このことにより、高齢者が不安なく運転免許を返納できるよう支援していきます。

また、バリアフリー化による施設の改善や高齢者エリア定期券の販売、地域連携ICカードの導入など、誰もが利用しやすい環境の整備を進めます。

(宮古市)

カ 災害に備えた道路交通環境の整備

(ア) 災害に備えた交通環境の確保・活用の推進

- ① 災害に備えて、避難路の整備及び緊急輸送道路の無電柱化、津波・洪水浸水区域を回避する高規格幹線道路の活用など安全な交通環境の確保を推進します。

- ② 道路利用者への情報提供の役割を持つ「道の駅」について、災害応援部隊やボランティア団体等の集結場所、防災拠点としての活用を推進します。

(三陸国道事務所・沿岸広域振興局宮古土木センター・宮古警察署・宮古市)

(イ) 災害発生時における情報提供

災害発生時には防災行政無線等広報媒体を活用し、道路利用者への早期情報提供を行います。

また、交通監視カメラ、道路交通情報提供装置、道路管理情報システム等の整備を推進するとともに、インターネット等情報通信技術（ICT）を活用した災害情報等の提供を推進します。

(三陸国道事務所・沿岸広域振興局宮古土木センター・宮古警察署・宮古地区広域行政組合消防本部・宮古市)

※1 薄層舗装

車道の路面に凸型断面の舗装をし、過度な速度で自動車が通過した際に、ドライバーに与える音や振動により、速度の抑制を図るもの。

※2 イメージハンプ

外側線及び中央線に沿ってカラー舗装し、色等の変化により、車道の幅員が狭くなっているように見せかけ、速度の抑制を図るもの。

(ウ) 災害発生時における交通規制

災害発生時においては、災害対策基本法の規定に基づき、混乱を最小限とするため、速やかに被災状況を把握し、交通規制を迅速かつ的確に実施するとともに、緊急交通路を確保するための施策を関係機関とともに推進します。

(三陸国道事務所・沿岸広域振興局宮古土木センター・宮古警察署・宮古市)

(2) 交通安全教育及び広報啓発活動の充実

ア 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

(ア) 幼児に対する交通安全教育の推進

幼児期の子供に対しては、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度の習得を目標とします。日常生活の中で安全に道路を通行するために必要な基本的な行動と知識の習得を目指します。

(宮古警察署・宮古市)

(イ) 児童・生徒に対する交通安全教育の推進

- ① 小学生に対しては、歩行者及び自転車の利用に必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とします。学校の教育活動全体を通じて、歩行者の心得、自転車の安全な利用、交通ルールの意味と必要性について重点として交通安全教育を実施します。
- ② 中学生に対しては、自転車の安全走行に必要な知識と技能の習得に加え、他人の安全にも配慮することや安全に対する自己責任感を育てることを目標とします。学校の教育活動全体を通じて、安全な歩行の仕方、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、自転車事故における加害者の責任、応急手当等について重点的に交通安全教育を実施します。
- ③ 高校生に対しては、交通社会の一員として交通ルールを遵守し、自他の生命を尊重するなど、責任を持って行動する健全な社会人の育成を目標とします。自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性と危険の予測及び回避、運転者の責任と応急手当等の理解を深めます。

また、生徒の多くが近い将来普通免許等を取得することが予想されることに配慮して人命尊重を根幹に置いた交通安全教育を行います。

- ④ 各学校等においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力し、学校の教育活動全体を通して交通安全教育を実施します。
- ⑤ 関係機関・団体は、各学校等における交通安全教育へ指導者の派遣や情報の提供等の支援をおこなうとともに、保護者対象の講習会や児童・生徒等に対する補完的な交通安全教育を行います。

(宮古警察署・宮古市教育委員会・宮古市)

(ウ) 成人に対する交通安全教育の推進

- ① 事業主は、安全運転管理者等を法定講習や指導者研修会等へ積極的に参加させ、事業所における自主的な安全運転管理の活発化に努めます。
- ② 事業所、官公庁が交通安全に果たすべき責任を自覚し、業務中の交通事故を始め、従業員や職員の通勤・帰宅途上などにおける交通事故に対して、自主的な安全運転管理対策を講ずるよう広報啓発に努めます。
- ③ 社会人を対象とした公民館等の社会教育施設における学級・講座等において、交通安全のための内容を取り入れるとともに、関係機関・団体、交通ボランティア等による活動を促進します。

(宮古労働基準監督署・宮古警察署・宮古市教育委員会・宮古市)

(エ) 高齢者に対する交通安全教育の推進

- ① 加齢に伴う身体機能の変化の自覚に役立つよう、体験・実践型の機材を用いて、視聴覚・運動能力等の身体機能検査を行います。
- ② 行政機関及び医療・福祉施設は、交通安全関係団体、交通ボランティア等と連携し、多様な機会を活用して高齢者の交通安全教育を実施します。
- ③ 高齢者のいる世帯に対しては、訪問による個別指導、助言等が地域一体となり行われるよう努め、外出時には明るい服装と反射材用品の着用を呼び掛けるなど、交通安全用品の普及にも努めます。
- ④ 高齢運転者に対しては、関係機関・団体、自動車教習所と連携して、個別に安全運転の指導を行う講習会等を開催し、高齢運転者の受講機会の拡大を図るとともに、高齢運転者の自発的な受講の促進に努めます。

(宮古警察署・宮古市)

(オ) 障がい者に対する交通安全教育の推進

- ① 地域における福祉活動の場を利用するなどして、障がいの程度に応じ、きめ細やかな交通安全教育を推進します。
- ② 介護者、交通ボランティア等の障がい者に付き添う者を対象とした講習会等の開催に努めます。

(宮古警察署・宮古市)

イ 効果的な交通安全教育の推進

(ア) 関係機関等と連携した参加・体験・実践型の交通安全教育

- ① 交通安全教育を行うに当たっては、受講者が、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするため、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用します。
- ② 交通安全教育を行う機関・団体は、他の関係機関・団体への資機材の貸与、講師の派遣、情報の提供等、相互に連携・協調しながら交通安全教育を推進します。

(宮古警察署・宮古市)

(イ) 柔軟かつ多様な方法による交通安全教育

受講者の年齢や道路交通への参加の態様に応じた交通安全教育指導者の養成・確保、ドライブレコーダーやシミュレーターを活用など、柔軟かつ多様な方法による教育の推進を図るほか、必要に応じて教育の方法、利用する教材を見直し、社会やライフスタイルの変化、技術の進展を踏まえた効果的な交通安全教育の実施に努めます。

(宮古警察署・宮古市)

ウ 交通安全に関する普及啓発活動の推進

(ア) 交通安全運動の推進

- ① 春と秋の「全国交通安全運動」及び夏と冬の「交通事故防止県民運動」の実施にあたっては、事前に運動の趣旨、実施期間、運動の重点等について広く市民に周知し、市民参加による運動として展開します。
- ② 毎月1日の「岩手県交通安全の日」、毎月8日の「岩手県自転車安全指導の日」及び毎月17日の「岩手県シルバー交通安全指導の日」を中心に、それぞれの目的に合わせて市民参加による活動を展開します。
- ③ 交通安全に対する市民の意識の向上を図り、市民一人ひとりが交通事故に注意して行動することにより交通事故の発生を抑止し、近年の交通事故死傷者数の減少傾向を維持するため、街頭キャンペーンや交通関係団体と連携した広報啓発活動を積極的に展開します。

(宮古警察署・宮古市)

(イ) 歩行者の安全確保

信号機のない横断歩道での死亡事故では、横断歩道手前での自動車の減速が不十分なものが多いことから、運転者に対して横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるため、交通安全教育を推進します。

また、歩行者に対しては、道路を通行する者の一員として交通ルールの遵守と交通マナーの向上、歩行者が自らの安全を守るための交通行動や歩きスマホ

などの危険性を理解するための交通安全教育を推進します。

(宮古警察署・宮古市)

(ウ) 自転車の安全利用の推進

- ① 自転車が道路を通行する場合は、車道の通行を原則とし、交通事故や自転車による迷惑行為を防止するなど、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図ります。
- ② 自転車は、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有しており、交通社会の一員としての十分な自覚・責任が求められることから、そうした意識の啓発を図るとともに、自転車の点検整備や、加害者になった場合への備えとしての自転車損害賠償責任保険への加入などの周知による安全利用を促進します。
- ③ シートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗せるときは、シートベルトを着用させるよう広報啓発活動を推進します。また、幼児・児童の保護者に対し、自転車乗用時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果についての理解促進に努め、幼児・児童の着用の徹底を図るとともに高齢者や中学・高校生等の自転車利用者に対しても、ヘルメットの着用を促進します。

(宮古警察署・宮古市教育委員会・宮古市)

(エ) 全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

シートベルトの着用率は、運転席及び助手席では高いものの、後部座席では依然として低い状況にあります。シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、後部座席を含めた全ての座席における正しい着用の徹底を図ります。

(宮古警察署・宮古市)

(オ) チャイルドシートの正しい使用の徹底

- ① 保護者に対し、子どもの出生時に啓発・指導に努め、正しい使用の徹底を図ります。
- ② 乳幼児、児童の保護者に対し、チャイルドシートの機能と効果及び正しい装着について周知します。

(宮古警察署・宮古市)

(カ) 反射材用品等の普及促進

- ① 夕暮れから夜間における視認性を高め、歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品等の普及を図ります。
- ② 視認効果や使用方法等について、参加・体験・実践型の交通安全教育の実施に努めます。

- ③ 歩行中の交通事故死者数の中で占める割合が高い高齢者に対しては、特にその着用推進を図ります。

(宮古警察署・宮古市)

(キ) 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

- ① 市内で毎年、飲酒運転で検挙される者がいることから、飲酒運転根絶に向けた取り組みの強化を継続する必要があります。飲酒運転の危険性や交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を推進します。
- ② 地域・職域における飲酒運転根絶の取組を更に進め、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という市民の規範意識の確立を図ります。
- ③ 飲酒運転をした者について、アルコール依存症が疑われる場合には、運転者やその家族が相談、指導及び支援を受けられるよう、関係機関・団体が連携した取組の推進に努めます。

(宮古警察署・宮古市)

(ク) 高齢者支援の推進

- ① 関係機関・団体が連携し、運転経歴証明書制度の周知・活用を推進します。
- ② 運転免許証の自主返納を促進する新たな施策を検討するとともに、公共交通ネットワークの整備等、運転免許証を返納しやすい環境づくりを進めます。

(宮古警察署、宮古市)

(ケ) 効果的な広報の実施

- ① ラジオ、新聞、インターネット等の広報媒体や民間事業者の協力を得て、交通事故の実態を踏まえた広報、日常生活に密着した内容の広報など、具体的で訴求力の高い内容を重点的かつ集中的に実施し、高齢者及び子どもの交通事故防止、シートベルト及びチャイルドシートの正しい使用の徹底、妨害運転や飲酒運転の根絶など、実効性のある広報を行います。
- ② 重大事故や交通死亡事故多発時には、防災無線等広報媒体を通じ、市民に交通事故防止の周知徹底を図ります。

(宮古警察署・宮古市)

(コ) その他の普及啓発活動の推進

- ① 高齢者の交通事故防止に関する市民の関心を高めるため、高齢者の特性を理解する機会を設けます。また、高齢運転者標識（通称「高齢者マーク」）を取り付けた自動車への配慮を呼び掛けます。
- ② 夕暮れから夜間にかけて重大事故が多発する傾向にあることから、夜間の重大事故の要因である最高速度違反、歩行者の斜め横断などの事故実態・

危険性を広く周知し、道路利用者の安全意識の高揚と安全行動の実践意識の醸成を図ります。

- ③ 季節や気象の変化、地域の実態に応じ、交通情報板を活用して自動車及び自転車の前照灯の早期点灯、対向車や先行車がない状況におけるハイビームの使用を促すとともに、歩行者、自転車利用者の反射材用品の活用を推進します。
- ④ 歩行中にスマートフォン等を使用することは、交通事故の被害に遭うばかりでなく、他の歩行者に衝突するなど周囲も危険に巻き込むおそれがあります。交通の迷惑にならない安全な利用について啓発を図ります。

(宮古警察署・宮古市)

エ 交通指導員の育成・強化

交通安全教育・普及啓発活動や街頭指導の徹底を図るため、新任交通指導員研修会を始めとする各種研修会への参加により、交通指導員の育成・強化を図ります。

また、交通指導員の担い手不足や高齢化が課題となっており、地域の協力を得ながら交通指導員の確保に努めます。

(宮古市)

オ 地域における交通安全活動への参加・協働の推進

交通安全を推進する民間団体の主体的な活動を支援します。

また、交通安全思想の普及徹底に当たっては、行政、民間団体、企業と市民が連携を図り、市民の参加・協働による地域に根差した交通安全活動を推進します。

(宮古警察署・宮古市)

(3) 安全運転の確保

ア 運転者の教育の充実

(ア) 高齢運転者対策の充実

- ① 高齢運転者の交通安全に関する学習機会の拡充に努め、効果的な指導を推進します。
- ② 高齢運転者標識（高齢者マーク）の表示の促進を図ります。
- ③ 運転経歴証明書の制度を活用し、運転免許証を自主返納した者の支援に努めます。

(宮古警察署・宮古市)

(イ) 安全運転の周知徹底

- ① スマートフォン等の操作や画面注視、過労運転の防止、冬季の凍結路面での安全走行等、安全運転、交通事故防止に関する周知・指導を推進します。
- ② 「三陸沿岸道路」及び「宮古盛岡横断道路」の整備が進み、新たな高速交通ネットワークが形成されたことにより、市民に対して正しい走行、煽り運転防止、安全運転の徹底について周知を図ります。

(宮古警察署・宮古市)

イ 自転車運転者の安全確保

(ア) 安全走行に関する知識の普及

- ① 毎月8日の「岩手県自転車安全指導の日」、毎年5月の「全国自転車月間」及び各季の「交通安全運動」等における啓発活動を通じて、自転車利用者が定期的に点検整備する必要の周知や正しい利用方法等の指導の機会を拡充します。
- ② 児童・生徒に対し自転車の安全走行に必要な知識と技術の習得等、交通安全教育の充実を図ります。また、関係団体の積極的な協力を求め自転車の点検整備について、学習する機会を提供します。

(宮古警察署・宮古市教育委員会・宮古市)

(イ) 安全利用の周知徹底

- ① 夜間の自転車利用の安全性の確保を図るため、灯火点灯の徹底と反射器材等の普及を促進し、自転車の見つけられやすさの向上を図ります。
- ② 無灯火、二人乗り及び信号無視等の違反行為を防止するため、自転車安全利用五則^{※3}に重点を置いた周知・指導を行います。

(宮古警察署・宮古市)

※3 自転車安全利用五則

警察庁が定めた自転車に乗るときに守るべき5つの基本的なルール。「①自転車は、車道が原則、歩道は例外」、「②車道は左側を通行」、「③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行(飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、夜間はライト点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認)」、「④安全ルールを守る」、「⑤子どもはヘルメット着用」。

ウ 道路交通に関連する気象情報の充実

(ア) 適時・適切な情報提供の実施

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波等の自然現象を的確に把握し、特別警報・警報・予報等の適時・適切な発表及び迅速な伝達に努めるとともに、これらの情報の質的向上に努めます。

(三陸国道事務所・沿岸広域振興局宮古土木センター・宮古警察署・宮古市)

(イ) 情報提供装置等の整備及び維持

- ① 道路の降雪状況や路面状況等を収集し、道路利用者に提供する道路情報提供装置等の整備を推進します。
- ② 気象現象に関する観測施設を適切に整備・配置し、維持するとともに、防災関係機関等との間の情報の共有やICTを活用した観測・監視体制の強化を図ります。

(三陸国道事務所・沿岸広域振興局宮古土木センター・宮古警察署・宮古市)

エ 道路交通秩序の維持

(ア) 交通指導取締りの強化

道路交通秩序を維持するため、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反を重点に交通指導取締りの強化を関係機関に要請します。

(宮古警察署)

(イ) 暴走族等の追放の促進

暴走族や違法行為追放の気運を高めるよう、関連団体等と連携し、地域ぐるみの活動を支援します。

(宮古警察署・宮古市)

オ 交通労働災害の防止

関係機関と連携して交通労働災害防止のためのガイドラインを周知徹底し、事業所における安全運転管理体制の確立、適正な労働時間等の管理、適正な走行管理、運転者に対する教育、交通労働災害防止に関する意識の高揚を促進します。

(宮古労働基準監督署・宮古市)

カ 救助・救急活動の充実

(ア) 救助・救急体制等の充実

交通事故による負傷者の救命を図るとともに被害を最小限に止めるため、救急医療機関と消防機関等は緊密に連携・協調し、救助・救急体制及び救急医療体制の一層の充実を促進します。

(宮古地区広域行政組合消防本部・宮古市)

(イ) 普及啓発活動の推進

自動体外式除細動器(AED)の使用も含めた応急手当について、日本赤十字社や消防機関が行う講習会等の機会を利用した市民への普及啓発活動を推進します。

(宮古地区広域行政組合消防本部・宮古市)

(4) 被害者支援の充実と推進

ア 交通事故被害者等への支援

(ア) 交通事故被害者等の救済

交通事故被害者及び加害者を救済するため、自動車損害賠償責任保険(共済)契約の徹底や、市町村交通災害共済への加入促進を図ります。

(宮古警察署・宮古市)

(イ) 被害者支援の充実及び強化

交通事故に関する相談を受けられる機会を充実し、活用を呼びかけます。また、交通事故被害者等に対して、関係機関・団体と連携し、被害者支援の充実及び強化を図ります。

(宮古警察署・宮古市)

イ 無保険(無共済)車両対策の徹底

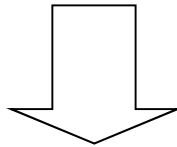
自動車損害賠償責任保険(共済)の期限切れ、掛け忘れ防止の注意喚起広報を行ない、無保険(無共済)車両の運行を防止します。

(宮古警察署・宮古市)

第2章 鉄道及び踏切道における交通の安全

1 鉄道及び踏切道における交通の安全についての目標

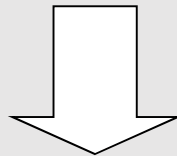
令和7年まで年間の乗客死者数及び踏切事故件数ゼロを継続する。



2 鉄道及び踏切道における交通の安全についての対策

<視点>

- 1 利用者の関係する事故の防止
- 2 踏切の状況等を勘案した効果的対策の促進



<3つの柱>

- 1 鉄道交通の安全に関する知識の普及
- 2 踏切道の改良の推進
- 3 踏切道の交通安全対策の推進

1 鉄道及び踏切事故の状況等

本市の第10次宮古市交通安全計画では、毎年の乗客死者数、踏切事故件数をともにゼロとすることを目標に、各般の交通安全対策を推進し、目標を達成することができました。

市内における鉄道運転事故は、平成27年以降、踏切事故は、平成25年以降発生していません。

宮古市内の踏切道の設置状況（令和3年4月現在）

単位：設置数

種 別	J R 山田線	三陸鉄道
第1種踏切道（踏切遮断機等により道路を遮断する踏切道）	29	15
第2種踏切道（一定時間を限り踏切保安係が遮断機を操作する踏切道）	0	0
第3種踏切道（遮断機は設置しておらず、警報機のみ設置している踏切道）	1	1
第4種踏切道（遮断機も警報機も設置していない踏切道）	6	5
合 計	36	21

2 第11次交通安全計画における鉄道交通の目標

第10次宮古市交通安全計画に続き、第11次計画でも、以下のとおり目標を設定します。

令和7年まで年間の乗客死者数及び踏切事故件数ゼロを継続する。

3 鉄道及び踏切道における交通の安全についての対策

（1）鉄道及び踏切道の交通安全対策を考える視点

ア 利用者の関係する事故の防止

近年の全国的な事故の特徴を踏まえた安全対策を推進する視点が必要です。

イ 踏切の状況等を勘案した効果的対策を促進

改良すべき踏切道がなお残されており、引き続き踏切事故防止のための効果的な対策を推進する必要があります。

(2) 講じようとする施策〈3つの柱〉

ア 鉄道交通の安全に関する知識の普及

駅構内や踏切での鉄道交通の安全、事故防止に関する知識の普及を促進します。

また、駅ホーム及び踏切道における非常押ボタン等の安全設備について、分かりやすい使用方法を表示する等の緊急措置の周知徹底を図ります。

(JR東日本・三陸鉄道・宮古市)

イ 踏切道の改良の推進

踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅などの構造改良、カラー舗装など、安全に通行するための対策を促進します。

また、関係機関による安全点検を行い、危険な踏切道の解消に努めます。

(JR東日本・三陸鉄道・宮古警察署・宮古市)

ウ 踏切道の交通安全対策の推進

踏切道の利用状況や幅員などを勘案し、踏切保安装置の整備を鉄道事業者に要請します。

また、車両等の踏切通行時の違反行為に対する交通指導取締りを強化します。

(JR東日本・三陸鉄道・宮古警察署・宮古市)

交通事故発生状況資料等

- 第 10 次宮古市交通安全計画の評価
- 交通事故の発生状況の推移
- 類型別宮古市の交通事故発生状況
- 時間帯別事故発生状況等
- 飲酒運転検挙市町村別合計表

1 第10次宮古市交通安全計画の評価

項 目	概 要	
計画本体の評価	<p>第10次宮古市交通安全計画において、道路交通では、令和2年までに交通事故による年間の死者数「ゼロ」、年間の人身事故発生件数を70件以下、年間の傷者数を90人以下とすることを目標に様々な交通安全対策を推進してきた結果、交通事故による死者数の目標は達成しなかったが、人身事故発生件数及び傷者数は平成29年以降目標を達成した。</p> <p>鉄道及び踏切道では、令和2年度までに毎年の乗客死者数並びに踏切事故件数を「ゼロ」とすることを目標とし、これについては、目標を達成した。</p>	
第10次計画 重点施策	<p>高齢者の交通事故防止対策</p>	<p>直近5年間の高齢者が関わる交通事故死者数及び人身事故件数は減少傾向にあるが、死者数に占める高齢者の比率が5割を超えている。</p> <p>高齢者向けの交通安全教育は、令和元年度で265人以上を目標としたが、実績は192人となり、目標を下回る結果となった。引き続き関係機関、地域自治組織と連携し、参加者を増やす取り組みが必要である。</p>
	<p>子どもの交通事故防止対策</p>	<p>子どもが関わる人身事故発生件数は減少しており、市内保育所、幼稚園、小中学校で行う交通指導員による交通安全教室の継続した取り組みの効果があつたと考えられる。</p> <p>交通安全教室は、令和元年度で2,300人以上を目標としたところ、保育所、幼稚園、小中学校で交通安全教室を積極的に導入したことから、実績は、2,862人となり、目標を上回る結果となった。</p>
	<p>幹線道路と生活道路における安全確保対策</p>	<p>直近5年間の歩行者の人身事故件数は減少しているが、道路横断中の交通事故死者は、増加傾向にある。</p> <p>また、宮古市の全交通事故死者のうち国道での死者の比率は直近5年間の平均で8割を超えている。人身事故も国道で発生する割合は5割を</p>

項 目		概 要
		<p>超えていることから、「三陸沿岸道路」及び「宮古盛岡横断道路」の新たな高速交通ネットワークも含め、安全対策について検討する必要がある。</p>
第 10 次計画 重点施策	夕暮れ時・夜間における交通事故防止対策	<p>直近 5 年間の交通死亡事故は日中が最も多い。また、人身事故が最も多く発生した時間帯は、夕暮れ時間帯（午後 4 時から午後 8 時）で、次は日中（午前 10 時から正午）に多く発生している。</p> <p>夕暮れ時間帯の交通事故防止対策を講ずる必要がある。</p>
	自転車の安全利用対策	<p>自転車乗用中の事故は減少傾向にあったが、令和 2 年度は増加に転じた。</p> <p>宮古市の交通災害共済を請求する自転車自損事故は依然として多いことから、関係機関と連携した啓発活動の更なる推進が必要である。</p>
	飲酒運転の根絶	<p>宮古市の直近 5 年間の平均で年間の検挙者数が 10 人を超えている状況から、飲酒運転根絶に向けた取り組みの強化を継続する必要がある。</p>

2 交通事故の発生状況の推移

年	全 国			岩 手 県			宮 古 市		
	発生(件)	死者(人)	傷者(人)	発生(件)	死者(人)	傷者(人)	発生(件)	死者(人)	傷者(人)
H28	499,201	3,904	618,853	2,971	73	2,971	116	4	146
H29	472,165	3,694	580,847	2,730	61	2,730	69	7	90
H30	430,345	3,532	524,695	1,983	59	2,413	52	3	69
R1	381,237	3,215	461,775	1,968	45	2,380	43	2	57
R2	309,178	2,839	369,476	1,658	46	1,953	50	1	52

3 類型別宮古市の交通事故発生状況（平成28年～令和2年）

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	5ヵ年計	
発生件数（件）	116	69	52	43	50	330	
死亡事故（件）	4	4	3	2	1	14	
車両相互	2	1	0	0	0	3	
車両単独	0	1	1	0	1	3	
人対車両	2	2	2	2	0	8	
重傷事故（件）	10	8	11	12	9	50	
軽傷事故（件）	102	57	38	29	40	266	
死者数（人）	4	7	3	2	1	17	
負傷者数（人）	146	90	69	56	52	413	
重傷者数（人）	12	9	17	16	9	63	
軽傷者数（人）	134	81	52	40	43	350	
事故 類型別	人対車両（件）	12	9	8	1	5	35
	横断中（件）	10	8	6	6	5	35
	死者数（人）	2	0	2	2	0	6
	その他（件）	2	1	2	1	0	6
	死者数（人）	0	1	0	0	0	1
	車両相互（件）	100	59	43	38	41	281
	正面衝突（件）	17	11	9	4	3	44
	死者数（人）	1	1	0	0	0	2
	追突（件）	42	25	16	17	15	115
	死者数（人）	0	0	0	0	0	0
	出会頭（件）	32	14	11	13	13	83
	死者数（人）	0	0	0	0	0	0
	その他（件）	9	9	7	4	10	39
	死者数（人）	0	1	0	0	0	1
	車両単独（件）	4	1	1	4	4	14
	工作物衝突（件）	4	1	0	3	3	11
	死者数（人）	1	4	0	0	1	6
	路外逸脱（件）	0	0	1	1	0	2
	死者数（人）	0	0	1	0	0	1
	その他（件）	0	0	0	0	1	1
	死者数（人）	0	0	0	0	0	0
	踏切事故（件）	0	0	0	0	0	0
	死者数（人）	0	0	0	0	0	0

4 - 1 時間帯別事故発生状況

単位：件

時間帯	H28	H29	H30	R1	R2	5カ年計
0～2	0	2	0	0	0	2
2～4	0	0	2	0	0	2
4～6	0	2	0	0	0	2
6～8	12	8	8	4	4	36
8～10	11	9	9	5	8	42
10～12	21	7	8	7	8	51
12～14	10	9	6	7	4	36
14～16	14	6	4	7	6	37
16～18	24	14	11	9	15	73
18～20	16	9	2	3	5	35
20～22	6	3	1	0	0	10
22～24	2	0	1	1	0	4

4 - 2 時間帯別死亡事故発生状況

単位：件

時間帯	H28	H29	H30	R1	R2	5カ年計
0～2	0	0	0	0	0	0
2～4	0	0	1	0	0	1
4～6	0	0	0	0	0	0
6～8	1	4	1	0	0	6
8～10	0	0	0	0	0	0
10～12	0	2	1	0	0	3
12～14	1	0	0	0	0	1
14～16	0	1	0	0	0	1
16～18	0	0	0	1	1	2
18～20	2	0	0	0	0	2
20～22	0	0	0	0	0	0
22～24	0	0	0	1	0	1

4 - 3 曜日別死亡事故発生状況

曜	区 分	H28	H29	H30	R1	R2	5ヵ年計
日	事故件数 (件)	11	4	5	4	3	27
	死者数 (人)	0	0	0	0	1	1
月	事故件数 (件)	15	13	9	8	8	53
	死者数 (人)	2	2	0	0	0	4
火	事故件数 (件)	14	11	11	11	7	54
	死者数 (人)	1	0	0	0	0	1
水	事故件数 (件)	21	10	4	7	8	50
	死者数 (人)	1	0	0	0	0	1
木	事故件数 (件)	15	9	8	3	9	44
	死者数 (人)	0	0	2	0	0	2
金	事故件数 (件)	25	14	2	5	6	52
	死者数 (人)	0	4	0	0	0	4
土	事故件数 (件)	15	8	13	5	9	50
	死者数 (人)	0	1	1	2	0	4

5 飲酒運転検挙者数

単位：人

月	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	5ヵ年計
1	4	0	0	1	1	6
2	0	1	3	2	0	6
3	2	2	2	1	0	7
4	2	1	0	1	2	6
5	1	1	1	2	0	5
6	2	1	0	0	1	4
7	1	0	0	0	1	2
8	1	2	3	1	2	9
9	0	0	1	1	2	4
10	2	2	0	2	0	6
11	3	2	2	0	0	7
12	2	0	1	3	0	6
合計	20	12	13	14	9	68

6 第11次宮古市交通安全対策会議委員・幹事名簿

会長：宮古市長（条例第3条第2項）

区 分	委 員		幹 事	
	職	氏 名	職	氏 名
条例第3条第5項 第1号 （国の機関） 5名以内	宮古労働基準監督 署長	兼平 寛	宮古労働基準監督署 監督課長	高橋 悠太
	三陸国道事務所 宮古維持出張所長	佐藤 忍	三陸国道事務所 宮古維持出張所 管理第二係長	居鶴 哲郎
同第2号 （県の機関） 3名以内	沿岸広域振興局経 営企画部宮古地域 振興センター所長	駒木 豊広	沿岸広域振興局経 営企画部宮古地域振興 センター 地域振興課長	三上 克好
	沿岸広域振興局土 木部宮古土木セン ター所長	君成田 忠伸	沿岸広域振興局土木 部宮古土木センター 道路整備課長	西村 貴之
同第3号 （警察官）1名以内	宮古警察署長	高橋 淳	宮古警察署 交通課長	吉田 保雄
同第4号 （市の職員） 7名以内	企画部長	菊池 廣	企画課長	多田 康
			田老総合事務所長	齊藤 清志
			新里総合事務所長	蒲野 栄樹
			川井総合事務所長	盛合 正寛
	市民生活部長	松舘 恵美子	福祉課長	佐々木 俊彦
	保健福祉部長	伊藤 貢	介護保険課長	川原 栄司
	都市整備部長	藤島 裕久	建設課長	去石 一良
同第5号 （教育長）	教育委員会教育長	伊藤 晃二	教育委員会 学校教育課長	小林 満
同第6号 （消防本部の長）	宮古地区広域行政 組合消防本部 消防長	小林 達広	宮古消防署長	三浦 正成
特別委員 （第4条第2項）	三陸鉄道株 事業本部長 兼総務部長	村上 富男	*	*
	岩手県北自動車株 宮古営業所 所長	佐々木 隆文	*	*

7 宮古市交通安全対策会議条例

平成17年6月6日
条例第110号

(設置)

第1条 交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第18条第1項の規定に基づき、宮古市交通安全対策会議(以下「交通安全対策会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 交通安全対策会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 宮古市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

(会長及び委員)

第3条 交通安全対策会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 国の関係地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 5人以内
- (2) 岩手県の部内の職員のうちから市長が任命する者 3人以内
- (3) 岩手県警察の警察官のうちから市長が任命する者 1人以内
- (4) 市の職員のうちから市長が任命する者 7人以内
- (5) 市教育委員会の教育長
- (6) 消防本部の長

6 委員は、非常勤とする。

(特別委員)

第4条 交通安全対策会議に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、東日本旅客鉄道株式会社、日本道路公団その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 特別委員は、非常勤とする。

(幹事)

第5条 交通安全対策会議に、幹事18人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、交通安全対策会議の所掌事務について、会長、委員及び特別委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、交通安全対策会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通安全対策会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年6月6日から施行する。

8 交通安全対策基本法（抜粋）

（市町村交通安全対策会議）

第十八条 市町村は、市町村交通安全計画を作成し、及びその実施を推進させるため、条例で定めるところにより、市町村交通安全対策会議を置くことができる。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村交通安全対策会議を置くことができる。

3 市町村交通安全対策会議の組織及び所掌事務は、都道府県交通安全対策会議の組織及び所掌事務の例に準じて、市町村の条例（前項の規定により置かれる市町村交通安全対策会議にあつては、規約）で定める。

（市町村交通安全計画等）

第二十六条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする。

2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見を聴かなければならない。

3 市町村交通安全計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

第 11 次宮古市交通安全計画

令和 3 年 1 0 月策定

宮古市交通安全対策会議

〔宮古市市民生活部環境生活課内〕

〒027-8501 宮古市宮町一丁目1番30号

電話 : 0193 (62) 2111